

業務仕様書

令和7年1月8日

1 公募物件

(1) 公募物件

ア 公募する物件は【別紙1】貸付区分一覧のとおり。

イ 自動販売機設置個所ごとに1台以上設置してください。設置可能台数を超える台数の設置はできません。

※設置場所は、【別紙2】自動販売機配置図のとおり。ただし、改修工事やその他法人の都合により設置場所の移動をお願いする場合があります。

(2) 設置する自動販売機は、次に対応する機種とします。

ア ユニバーサルデザイン（障がい者や高齢者等に配慮したデザイン）であること。

イ ノンフロン対応機であること。

ウ タイマーによる電気調整が可能なものであること。（休館日や開館日の時間外等については、自動販売機の照明を消灯する。）

エ 現金およびキャッシュレス対応機であること。

(3) 清涼飲料水の販売価格は標準的な小売価格（定価）より20円以上安い価格とします。

(4) 設置にあたり、次の安全対策を実施することとします。

ア 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。

イ 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、法人の責めに帰することが明らかな場合を除き、法人はその責めを負わない。

ウ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

(5) 自動販売機は、【別紙1】貸付区分一覧に指定した外形寸法を超えないものを設置すること。

※設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。

※自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。設置場所等の確認については、事前に総務・財務課まで御連絡ください。

- (6) 設置にあたり、総務・財務課が施設管理上必要な指導をしたときはそれに従うこと。
- (7) 区分 1 の設置事業者は、菓子類等の販売品目について法人から変更の指示があったときはそれに従うこと。

2 貸付契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、貸付契約期間の満了前でも、法人においてやむを得ない事情が生じた場合は、自動販売機の設置等に関する契約を解除することがあります。

3 自動販売機設置事業者が負担すべき費用

(1) 貸付料

設置事業者として決定した者が見積もった価格に消費税等を加算した額をもって年間貸付料とします。

設置事業者は法人が発行する入金依頼書により、金融機関を通じて、法人の指定する期日までに一括で納付してください。

納付した貸付料は、法人の都合により解約する場合を除き返還しません。ただし、法人の都合により解約する場合は、月割で計算し、返還するものとします。

(2) 光熱水費（電気料・水道料）

光熱水費は設置事業者の負担とし、総務・財務課と精算方法等について協議の上、納入してください。

※原則、電力等使用料計測用子メーターの設置を条件とします。

(3) 自動販売機の設置にかかる費用（電気工事費用を含む。）及び、撤去時の原状回復費用、空き缶等のごみ処理費用

4 貸付条件

(1) 維持管理責任

ア 商品管理、補充、売上金回収、つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。又、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は、協定書等の写しを提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできません。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で分別回収タイ

プの回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、処分するとともに周囲の清掃を行うこと。

ウ 自動販売機利用者のクレームに対しては、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

オ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確保し地震等に対して「安全設置」すること。

カ 法人の責めに帰すことが明らかな場合を除き、事故については設置事業者が補償すること。

キ 法人の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故、破損事故等に関しては、設置事業者がその責めを負う。

ク 設置事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧するとともに、復旧に係る経費を負担すること。

(2) 大学担当者との協議

設置事業者は次の項目について大学の担当者と協議し、指示に従うこと。

ア 使用済容器・ごみの回収方法について

イ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について

ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

エ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について

オ その他、協議が必要な事項について

(3) 貸付契約の解除

ア 設置事業者が、貸付条件に違反したとき

イ 設置事業者が本事業を誠実に履行する意思がないと認められるとき

ウ 設置事業者の信用が著しく失墜したと法人が認めるとき

エ 設置事業者が貸付料、その他必要な費用の負担義務を履行せず、法人の催促にも関わらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき

オ 設置事業者から解除しようとする日の3か月前までに書面により契約解除の申し出があったとき

(4) 貸付契約解除による違約金

ア 設置事業者は、(3)の規定により貸付契約を解除されたときは、法人に対して違約金として貸付料の10%を支払うものとします。

イ (4)アの規定は、法人に(4)アに規定する違約金の額を超える損害が生じた場合において、当該金額を超える部分の賠償を請求することを妨げるものではありません。

(5) 原状回復

貸付契約期間が満了し、又は貸付契約が解除された場合は、速やかに設置事業者の責任において原状に回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を法人に請求することはできません。

(6) 売上数等の報告

設置事業者は、設置した自動販売機の売上数量及び売上金額を法人に書面で報告すること。

5 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

ア 設置事業者が本公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

イ 設置事業者が法人に対して求められた報告をしない場合又は、虚偽の報告をした場合

ウ その他、設置事業者が本件貸付けの相手方として不適当と認められる場合

6 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、決定日以後7日以内に契約書を提出し、契約書には、次に掲げる事項を詳細かつ正確に記載してください。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期間又は履行期限

(4) 契約保証金の額

(5) 契約履行の場所

(6) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

(7) 契約代金の支払い時期

(8) 当事者の契約事項の不履行又は履行遅滞等の場合における違約金、遅延利息その他の損害並びに契約保証金の処分

(9) 危険負担

(10) 契約に関する紛争の解決方法

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

7 その他

(1) 施設利用者数や開館時間等については、総務・財務課に問い合わせることができません。

(2) 令和7年4月2日までに、貸付物件に承認を受けた自動販売機を設置すること。